越知町Uターン引越補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

越知町長 小田保行

#### 越知町Uターン引越補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町補助金等交付規則(平成25年越知町規則第19号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、越知町Uターン引越補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、Uターンをする際の引っ越し荷物の運搬に要する経費に対し補助金を交付することにより、Uターン者の経済的負担を軽減するとともに、町出身者等の移住及び定住促進を図ることを目的に、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 移住 定住する意思をもって町に転入することをいう。
  - (2) Uターン 次のアからウまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、町に5年以上 住所を有していたものが町外から移住することをいう。
    - ア 県内に住所を有していない者で、県外に1年以上居住しているもの
    - イ 町に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、住所を有する前に県外に1年以上住所を有し居住していたもの
    - ウ 県外に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校、大学(短期大学を含む。)、大学院、高等専門学校若しくは専門課程を置く専修学校又は町長が認める教育機関に1年以上在学した者

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、令和6年4月1日以降に引っ越しし、越知町に住民登録した者で、補助金の申請の日から町に5年以上定住する意思のあるUターン者とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は対象としない。
  - (1) 町税及び県税の滞納がある者
  - (2) 越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に定める排除措置対象者
  - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による公的扶助を受けている者
  - (4) 過去5年以内に補助金の交付を受けた者
  - (5) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、Uターン時に引越業者及び運搬業者に支払う荷物の運搬に要する費用とし、補助対象者自身が運搬するための費用(レンタカー代等)等は対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨て

た額)とする。ただし、当該補助金額の上限額は10万円とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、越知町Uターン引越補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、町に住所を有した日から1年以内にしなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、越知町Uターン引越補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助の条件)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第2条に規定する補助 目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。
  - (1) 規則及びこの要綱を遵守すること。
  - (2) 第13条に規定する町長の求めによる書類の提出及び報告並びに町長の調査に応じること。 (補助金の交付)
- 第10条 補助事業者は、越知町Uターン引越補助金交付請求書(様式第3号)により補助金の交付を町長に請求するものとする。
- 2 町長は、前項の請求を受け取ったときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決 定を取消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、規則又はこの要綱に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合は、越知町Uターン引越補助金交付取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、越知町Uターン引越補助金返還命令書(様式第5号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第13条 町長は、補助金の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し 書類の提出又は報告を求め、必要な調査をすることができる。

(情報公開

第14条 補助金に関して越知町情報公開条例(平成13年越知町条例第20号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第8条に規定する非開示情報以外の情報は、原則として開示を行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

越知町長 様

申請者 郵便番号

住所

ふりがな 氏名

EI

電話番号

# 越知町Uターン引越補助金交付申請書

越知町Uターン引越補助金の交付を受けたいので、越知町Uターン引越補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円(1,000円未満の端数は切り捨て)

### 2 Uターン者

Uターン者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
住 所	引越前	
	引越後	越知町
過去の越知町	住所	越知町
での住民登録の状況	期間	年 月 日から 年 月 日まで

# 3 引越し

業者名										
依頼業者電話番号										
	補助対象経費		円							
引	越日		年	月	日から	年	月	日まで		

#### 4 誓約及び同意

① 定住の意思

私は、当申請日から起算して5年以上越知町に定住する意思があります。

### ② 補助要件の確認

私は、

- (1)転勤又は進学の理由により本町へ転入する者ではありません。
- (2)越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2 項第5号に定める排除措置対象者ではありません。
- (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)による公的扶助を受けている者ではありません。
- (4)過去5年以内に越知町Uターン引越補助金の交付は受けていません。

#### ③ 個人情報の取扱い

私は、補助金の補助要件を確認するため、越知町長が私の住民基本台帳及び戸籍の附票の閲覧並びに町 税の納付状況を確認することに同意します。

#### ④ 調査等への協力

私は、補助金に関する報告及び立入調査について、越知町長から求められた場合には、それに応じます。それに応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定の上補助金の返還請求を受けても異議はありません。

上記のとおり、署名押印をもって誓約及び同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名 📵

### 5 添付するもの

- ・申請者が越知町で5年以上の居住歴があること及び県外に1年以上居住したことを確認できる附票等(越知町に本籍がある者は不要)
- ・依頼業者及び補助対象経費が確認できる領収書等の写し
- ・高知県税の滞納のない証明書又は高知県税の納税義務がないことの申立書(別紙1)
- ・県外の学校等に1年以上在学したことを確認できる書類の写し(対象者のみ)
- ・その他町長が必要と認める書類

年 月 日

越知町長 様

申請者

住所

氏名

EI

高知県税の納税義務がないことの申立書

越知町Uターン引越補助金の申請につき、私は高知県税の納税義務がないことを申し立てます。

越 指令第 号 年 月 日

様

越知町長

#### 越知町Uターン引越補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった越知町Uターン引越補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、越知町Uターン引越補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

- 2 補助金交付条件
- (1) 越知町補助金等交付規則及び越知町Uターン引越補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 町長の求めによる書類の提出及び報告並びに町長の調査に応じること。
- (3) 補助金交付の証拠書類、帳簿等を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) この補助金の交付条件に違反したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、返還させることがある。

越知町長 様

申請者 郵便番号

住所

ふりがな 氏名

(EII)

電話番号

### 越知町Uターン引越補助金交付請求書

年 月 日付け越 指令第 号により交付決定の通知を受けた越知町Uターン引越補助金の交付を受けたいので、下記のとおり越知町Uターン引越補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 円

### 2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 • 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

越 指令第 号 年 月 日

様

越知町長

# 越知町Uターン引越補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした越知町Uターン引越補助金については、 越知町Uターン引越補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を取消しましたので、 同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の取消額 円
- 2 補助金の取消理由

越 指令第 号年 月 日

様

越知町長

# 越知町Uターン引越補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の取消通知をした越知町Uターン引越補助金について、 越知町Uターン引越補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 補助金返還額

円

### 補助金返還額算定表

交付決定額	Н
既 交 付 額	円
補助金の取消額	P
返還額	P

# 2 返還方法

3 返還期限 年 月 日